

事務連絡
令和3年3月5日

公益社団法人
全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課
(公印省略)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について（周知）

日頃より、環境行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）においては、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しています。北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等については平成 31 年 3 月末日までに処理が完了しており、今後は大阪事業地域の変圧器、コンデンサー等及び北九州・大阪・豊田事業地域の安定器、汚染物等が令和 3 年 3 月末に処分期間末を迎えるなど、他の事業地域においても順次処分期間が到来することとなります。

この度、これまで各都道府県・各政令市において行われてきた管内における未処理の高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における、変圧器、コンデンサー、安定器等の PCB 廃棄物の主な発見事例について整理を行うとともに、北九州事業地域において上記の処理完了後に発見され、継続保管となっている事例についても主なものについて整理を行いました（別添）。

つきましては、別添も参照の上、貴団体が自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、保管等している場合は、确实かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行っていただくようお願いいたします。

また、貴団体の会員団体に対し、別添も参照の上、自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、保管等している場合は、确实かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行っていただくことを周知徹底していただくようお願いいたします。

<添付資料>

別添 1：掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例

別添 2：計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
参照先のパンフレット 12 ページに記載

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先
JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935

- 本事務連絡に関する問い合わせ先
環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室
担当：松岡
TEL : 03-6457-9096